

別表 1

次世代交付金要綱に基づく施設整備事業に係る補助金の基準額の算定方法

国交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1 - 1 又は別表 1 - 2 で定める基準により算出した合計基礎点数に 2,000 を乗じた額を基準額とする。

ただし、国交付金の交付の対象となる施設整備事業のうち、下記に該当する整備事業（以下「児童養護施設等の地域分散化事業」という。）については、工事請負契約等を締結する単位ごとに、次の（１）により算出した額と（２）により算出した額の合計額を基準額とする。

（１）別表 2 で、「児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合」の点数の定めがあるもの

別表 1 - 1 又は別表 1 - 2 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,500 を乗じた額

（２）別表 2 で、「児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合」の点数の定めがないもの

別表 1 - 1 又は別表 1 - 2 で定める基準により算出した合計基礎点数に 2,000 を乗じた額

<児童養護施設等の地域分散化事業>

以下の i ~ iii の要件をいずれも満たし、『「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』（令和 3 年 2 月 4 日付け子家発 0204 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた乳児院もしくは児童養護施設に係る整備事業

i 概ね 10 年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）を策定していること。

ii 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。

※ 乳児院にあっては、「ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位の整備を含む整備計画であること」

iii 概ね 10 年程度でケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。

別表 1 - 1

算定基準（創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備）

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員 1 人当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 <p>イ 1 施設当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。 <p>ウ 1 世帯当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表 2 に掲げる 1 世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。 <p>エ 1 グループケア当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表 2 に掲げる 1 グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。 <p>オ 一部改築及び拡張</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612005 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出されたものを基準とする。 	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（別表 1 - 3 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI 事業に限る。）</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
	特殊付帯工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表 2 に掲げる 1 単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 1 - 2

算定基準（大規模修繕、その他特別な工事費）

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	大規模修繕等、その他特別な工事費については、市長が必要と認めた点数とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額を 2,000 で除して得た点数がこれに満たないときは、実支出額を 2,000 で除して得た点数とする。	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（別表 1 - 3 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
	スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	別表 2 による「交付基礎点数表」に基づき、算出されたものを基準とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
	仮施設整備工事費	大規模修繕等については、市長が必要と認めた点数とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額を 2,000 で除して得た点数がこれに満たないときは、実支出額を 2,000 で除して得た点数とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1 - 3

補助金の対象除外

(1) 土地の買収又は整地に要する費用
(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
(3) 職員の宿舎に要する費用
(4) その他施設整備費として適当と認められない費用

別表2

交付基礎点数表

(1) 児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合

	単位	点数
乳児院本体	1人当たり	2,917
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	75
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	35
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	2,844
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,689
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	802
初度設備相当加算	1人当たり	65
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	700
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,006
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,551
児童養護施設本体	1人当たり	4,463
初度設備相当加算	1人当たり	75
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,928
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,689
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,633
初度設備相当加算	1人当たり	65
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,006
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	262
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,551

(注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で市長の必要と認められたポイントであること。

- 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（雇児発第 0612005 号 平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によるものとする。
(小数点以下切捨て)
- 3 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 4 乳児院、児童養護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について（平成 20 年 6 月 9 日雇児発第 0609001 号通知）」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

(2) (1) 以外の場合

	単位	点数
乳児院本体	1 人当たり	2,188
初度設備相当加算 (30 人以下)	1 人当たり	56
初度設備相当加算 (30 人を超える部分)	1 人当たり	26
小規模グループケア整備加算	1 グループケア当たり	2,133
心理療法室整備加算	1 施設当たり	17,767
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人当たり	601
初度設備相当加算	1 人当たり	49
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1 人当たり	525
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1 人当たり	754
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	3,413
母子生活支援施設本体	1 世帯当たり	7,920
初度設備相当加算	1 世帯当たり	56
心理療法室整備加算	1 施設当たり	17,767
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 世帯当たり	4,354
初度設備相当加算	1 世帯当たり	49
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1 人当たり	754
母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人当たり	1,083
初度設備相当加算	1 人当たり	15

児童養護施設本体	1人当たり	3,347
初度設備相当加算	1人当たり	56
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,196
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,767
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,225
初度設備相当加算	1人当たり	49
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	754
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	196
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,413
児童自立支援施設本体	1人当たり	4,704
初度設備相当加算	1人当たり	56
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,535
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,767
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,413
通所部門整備加算	1人当たり	1,651
初度設備相当加算	1人当たり	47

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で市長の必要と認めたポイントであること。
- 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 4 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 6 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について（平成20年6月9日雇児発第0609001号通知）」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

	単位	点数	
		児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合	左記以外の場合
乳児院	1人当たり	140	105
母子生活支援施設	1世帯当たり	-	385
児童養護施設	1人当たり	217	163
児童自立支援施設	1人当たり	-	235

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単位	点数	
		児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合	左記以外の場合
乳児院	1人当たり	249	187
母子生活支援施設	1世帯当たり	-	699
児童養護施設	1人当たり	388	291
児童自立支援施設	1人当たり	-	414

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数	13,598	18,128
初度設備相当加算	739	1,933

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

- 2 子育て支援のための拠点施設については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号）の「Ⅰ地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」に準じて行うものとする。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

	スプリンクラー設備（既存施設における整備事業）	
基準点数（1㎡当たり）	乳児院	9
	消火ポンプユニット等加算 （1施設当たり）	1,744
	乳児院以外	6

（注）創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

	屋内消火栓設備（既存施設における整備事業）	
基準点数	屋内消火栓設備	
	基本点数	2,830
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	146
	パッケージ型消火栓設備（1個あたり）	218

（注）創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

	自動火災報知機の感知器と連動して起動する火災通報装置 （既存施設における整備事業）
基準点数（1施設あたり）	112

（注）創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	点数	
	児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合	左記以外の場合
乳児院、児童養護施設	11,625	8,719
母子生活支援施設、児童自立支援施設	-	

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。